

【添削課題】

出典…慶應義塾大学・法・14年

解答

現代のグローバル化社会の基底には競争原理がある。政治は「正義の倫理」のもとで自他の権利のぶつかり合いを調整することに熱心だが、一方で社会的弱者への配慮はなおりになりがちだ。筆者が指摘するように、女性が家庭にあつて家事全般、子育てから介護までを担い、社会を下支えしてきた背景を、今こそ問い合わせ直す必要があると考える。

かつては「専業主婦」として家事を任されてきた女性たちは多くは、社会に出て仕事を持つようになつてきた。したがつて、女性が主に担つてきた、家族の多様なニーズに応えて、社会的弱者の間の相互扶助、共生に資するという役割を、これからは政府が責任をもつて担わなくてはならないだろう。資本主義経済は成長、発展を第一に目指すが、一方で社会保障、福祉がそのしわ寄せを食うことになりがちだ。だが、私的領域内に囲い込まれていた女性たちが、男性と対等に「市民」として、今や社会に参画している。その時に、筆者の言う「ケアの倫理」をいかに社会に定着させていくかが、重要な課題となろう。

「ケアの倫理」の基礎にある弱者への思いやり、相互扶助の精神は、ボランティアの理念に通じる。社会の「周縁部」に暮らす弱者を支えるために、自発的に他者に奉仕するボランティア活動に、多くの人びとが参加するような社会になるかどうかが、閉塞した状況を打破するための決め手となるのではないか。「正義の倫理」だけに規定された社会では、人と人とのつながりは薄れ、個人は孤立化し、社会の基盤そのものも弱体化してゆく。その中で「ケアの倫理」は、政治の目を社会の「周縁」にまで向けさせることになろう。今の日本社会では、女性、高齢者、子ども以外にも、障害者、非正規労働者、ニートなど、誰かの助けを必要とする弱い立場の人びとが多くいる。誰かが必ず担わなければならぬ労苦を、社会の一人一人が積極的に担つていけるとよい。一方、行政は「ケアする権利」を尊重し、親身に支援してゆくことが求められるだろう。

「ケア」の手本は、これまでの女性たちの家事労働への関わり方に見てとれよう。医療において「キュア」から「ケア」への理念の転換がなされたように、「ケア」の社会化が進められてこそ、人間性を正しく反映した、よりよい社会となるだろう。

解説

1 設問要求の確認

- a 「規範理論における主題としての「家族」と題する論文の中の、「フェミニズムにおけるケアと正義の二元論」についての記述を抜粋した文章を読み、
- b 「ケアの倫理」と「正義の倫理」（本問の主要な論点）に関する筆者の分析を踏まえて、
- c 自分の考えを論じる。
- d 字数は一〇〇〇字以内。

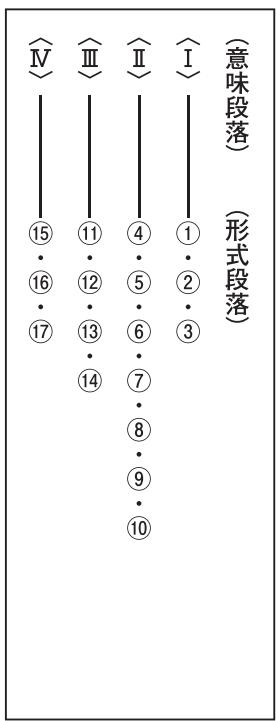
設問文から読み取れるのは、社会全体を支える規範（倫理）の見直し、再構築を行うに際して、「家族」という私的領域の位置づけに注目しており、その家族内での女性の役割を重視する立場（フェミニズムの立場）に立った考察や問題提起が課題文でなされているということである。そこで「フェミニズムにおける二元論」として、「ケアの倫理」と「正義の倫理」なるものが対比的に説明されていることをまずは理解する（→b）。ここで考るべきは、「小論文の設問において二元論的に提示された概念なり思想なりは、単純な二者択一で処理できるものではない」ということである。筆者はこの二つの倫理の関わりについてどのように述べているかを読み取り、そのうえで自分自身の考えを論じることになる。

- (1) 課題文の読解作業を行い、
- (2) 論点に関する筆者の分析（見解）を確認したうえで、
- (3) 論点についての、自分自身の意見論述を行う。

*今回の設問では「筆者の分析を踏まえて」(→b)とある。これは筆者の分析した内容(・見解)を考慮して、ということなので、自分の論述の中で必要な部分を引用するなどすればよい。とくに「要約せよ」「まとめよ」という指示はないが、自分の論述のはじめに、課題文の要約を置いててもよい。その場合、要約は論述全体(一〇〇〇字)の三割から三分の一程度に収めること。

2 課題文の読解

全体は〈I〉～〈IV〉の四つの意味段落から成る。まずは意味段落とそれらを形成する形式段落の関係を押さえよう。課題文の構成を予め確認しておくことは、正しい課題文読解の第一歩である。



A 意味段落の要旨を読み取る

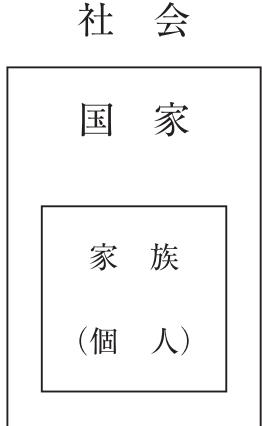
当然のことだが、課題文の丁寧での確な読解は、まずは形式段落ごとの要点・要旨の把握から始める事になる。ただしその際には、自分が読んでいる「部分」が「全体」の中でどのように位置づけられるのかを、十分に意識することが重要である。課題文という「奥深い森」に分け入る時に、目前の木の枝葉末節にとらわれるばかりで、森の広がりを俯瞰しようとする視点を忘れてはならない。

〈I〉 家事労働と女性 (①・②・③)

○「近代社会」は、「家族」内の機能に多くの期待を寄せ始めた時代である。

☆基本的に理解しておくべきこと

家族は社会を構成する基本単位であり、個人はその家族という人間関係の中に属している。国家と家族の関係をどのように規定するかはいつの時代においても最重要となるテーマの一つである。「公」（国家）と「私」（個人・家族）とは緊張関係にあり、しばしば対立することになる。



○近代社会において「矛盾」を抱える家族の役割

(a) 家族を個人の自由の下に置かれるプライベートな領域、国家の干渉から守られる非政治的な領域と規定する。
（→自由の尊重、保証）

近代社会

↔（一方で）

(b) 次世代の「市民」をいかに育成するかという重い課題を家族に担わせる。

（↓役割、責任の委託）

○その「矛盾」を解決するためになされてきたこと

「家事労働」（＝アリストテレスの言う「生命の必然を満たすため」の労苦）の役割

↓女性の「自然・本性」に訴えることで、当然のように女性に期待され続けてきた。

〈Ⅱ〉 市民の地位からの女性の排除—(1) (④・⑤)

○「市民」として期待される能力（西欧近代政治思想——アイリス・ヤング）

(a)自己中心的な生活や私的利益の追求という個別性（私的生活）

↓個別のニーズや利害・要求からなる、雑多で「異質性」を帯びた領域（—私—）



(b)共通善についての合意に至る一般的な視座の獲得

↓理性と自由の領域・「普遍性」や「一般的な視座」（—公—）

排除の対象……「家事を任され、家事役割を引き受けてきた女性たち」

〈Ⅱ〉—(2) (6)

○現代の北米政治理論で期待されている市民像（〈Ⅱ〉—(1)・(a)(b)と対応）

(a)自立的な個人（—私—）

(b)公的関心が高く活動的な市民（—公—）



○次世代の市民を養育する者たち

|| 「家事を任され、家事役割を引き受けってきた女性たち」

↓右に挙げた「期待される市民」（(a)→(b)・(a')+(b')）とは相反するような性格を持つ（だからこそ「市民」の地位から排除されてきた）。

(その理由)

・家族とは（元来）個別具体的ニーズが満たされるべき場である。

・家族を第一に思う気持ちや構成員同士の強い愛着、不平等な関係などは、公的領域にふさわしくない。

*「不平等な関係」とは、親子、兄弟姉妹などの間柄において明らかなように、家族の構成員は決して互いに公平で水平な関係にあるとは言えない、ということ。

〈II〉—(3) (7)・(8)

○家事労働＝「ケア労働」

↓「ケア労働」を担う者たち（＝多くの場合に女性たち）

(問題点)

現実問題として、ケア労働を担う者たちは、ケアを必要とする者たちから目を離せない（その場を離れることが困難）

+

誰かが担わなければ、依存する者たちの生死に関わるという、非常に重い道徳的問い合わせ

→ここで考えなければならないのは

女性たちは、ケア労働を自由意志で選択したわけでも、強制されたわけでもない！

*では、なぜ女性たちはケア労働を担うことになったのか？

○契約論に基づく家族論

↓（自由意志ではなく）女性の「自然」や「特性」によって女性の役割分担を説明しようとした。（〈I〉②と対応）

⇒だが

現代においては、女性の「自由な選択の結果」として理解される傾向にある。

↓そのため、より一層女性たちに強い負荷をかけている。

（Ⅱ）—(4) (9)

○現代リベラリズムへの批判（エヴァ・キティイ）

「家事労働（ケア労働）を担わされている女性たち」の場合に見られるような、「強制されたわけでもないが、自由な選択でもないような責任の引き受け」の真の性格について、ほとんど論じてこなかった。

←

「正義や善」が問われるのは、まさにこうした場合ではないか？

*ケア労働に依存する者たちの生死に関わるから、誰かが担わなければ——という暗黙の「道徳的問い合わせ」を、女性たちに圧力として突きつけてきたことへの疑問

強制されたわけではないが、かといって自発的でもない関係性を受け入れるかどうか？

↓この関係性を受け入れ、「正義や善」に適うよう行為するかどうか、自分が重要なニーズを満たせる（＝「ケア労働」を担える）唯一の立場として、ニーズに応えるように行動できるかどうかで、自身の人間性が問われるのではないか。

（Ⅱ）—(5) (10)

○現代における政治思想＝「契約論的思考」

↓公私にわたり自由な意志が貫徹したかに見える

⇒（一方で）

現代の政治思想においてこそ、主に女性たちが担ってきたケア労働は、「公的領域」に相応しくないものとされ、「公的領域」を巡る議論から排除されることとなる。

⇒それでも

ケア労働は、誰かが担わなければならない。

←ゆえに

（逆説的だが）女性が担ってきたケア労働は強制ではない、「自由に選択した結果」のように見なされる。

女性の能力の「囲い込み」（生まれつきの役割分業の確保）は社会存続のためにも不可欠な事態であるが、それは当人たちの自由な選択（私的な出来事）と見なされ、（社会的な問題として）議論されることはない。

☆かくしてケア労働を担う女性たちは、他者の生存のために欠くことのできない家事労働という「正義や善」に適う行為と深く関わりながら、公的な市民としての評価は与えられず、専ら「私的領域での自由な行動」として切り離して見られている。
↓政治（公的領域）は、都合よく女性にケア労働を押しつけ、女性の負担などの問題を「私的領域」の出来事として関与せずにいる。

〈Ⅲ〉「ケアの倫理」とは何か—(1) (11・12)

○ケア労働＝家事労働は、社会的な弱者である女性が主に担うことになつてている。
↓「自由意志なのか、強制なのか」と問われることなく、都合よく女性に任されてしまう。

←

ケアされる権利だけでなく、ケアする権利を基本的人権の一つとして最低限保障する必要性を提唱。
↓ケアする者に対する政府の支援を権利として要求する方途を探ろうとする。（フェミニスト——ロビン・ウエスト）

○現在の「自由主義的な法体系と諸制度」の不備（「非常に非人間的」な性質）

人は幼児期と老齢期において、複数の他者に幅広く依存しているが、その点を考慮から排除している。
↓そのため、わたしたちの人間性を正しく反映せず、人間的で社会的なニーズに適切に応えられない。

*自由主義制度の基盤は「自立した個人」を前提とするが、これは他者に依存しながら生きることを余儀なくされる「幼児期」「老齢期」を含んだ「人間性」、ないし「人間的・社会的なニーズ」に対応するものとは言いがたい。

☆そうしたニーズに応えるのが「ケア労働」である。

〈III〉—(2) (13)・(14)

○人間存在にとって必然的で避けることのできない「ケア」

女性たちの経験から聞き取った声（フェミニスト——キャロル・ギリガン）

↓「正義の倫理」（公的領域における基底的な倫理）に対する反省を促す。

=

・自らの権利を主張する。

・他者の権利を自らの権利と競合するものと捉える。

↓弱い者への「ケア」を考慮せず、諸権利間に順列をつけ、調整しようとする。

○「ケアの倫理」（家事労働に従事してきた女性の立場）の提唱

・「他者への共感、自己批判、他者への責任」

↓より弱い者への視線から発せられる、「ケアの倫理」の重要性が考慮されねばならない。

↓「正義の倫理」と「ケアの倫理」は、（相対立ではなく）統合されるべきものとしてある。

☆家族内でケアをする人・ケアされる人（弱い立場の人）を尊重する「ケアの倫理」は、政治・社会の基本原理を支えるものとして捉え直される必要がある。

〈Ⅳ〉「ケアの倫理」と「公的領域」の関わり (15・16・17)

○筆者の問題提起

ケア労働に必要とされるさまざまな能力は、（そもそも）公的領域で必要とされる能力と相反するような能力なのだろうか？

*「ケア労働」に必要な能力の中には、公的な政治・社会の領域で活かせる力もあるのではないか？

○「ケアの倫理」と「正義の倫理」の関係

ケアの本質——特定の人のニーズに応えようとする深いコミットメント

↓「その特定の人格のニーズ、欲求、態度、判断力、行動、そしてその存在すべての在り方には必ず焦点をあてる」ことである。



公的領域においてなによりも要請されている

・他者を他者として尊重する態度

・その人の掛け替えのなさ・唯一性を尊重する態度

と相反するものではなく、同質のものとして統合可能である。

○「見知らぬ他人のニーズ」に応えること

↓自己を越える想像力と臨機応変な判断力を養うことが不可欠



「政治」こそ、見知らぬ他人のニーズを代弁し、それに応えようとするものに他ならない。

☆政治にまず必要とされるのは、自己を越える想像力、臨機応変な判断力の涵養

↓ケア労働に必要とされている能力と本質において変わることろがない。

ケアする相手の人格のニーズ、欲求、態度、判断力、行動、そしてその存在すべての在り方には必ず焦点をあて、自分とは明

らかに異なるニーズを持つ者をケアすることは、政治に必要とされる力を養うことにもなるのではないか。

○世代・性差・能力・出自などが異なる家族の各構成員たち

家族内での異なる人々が本来的にもつてゐる複雑な依存関係に焦点をあてて再検討すること。

←
政治的な「主体」像（＝依存関係を無視して自立する「市民」）を厳しく批判し、運命共同体であるかのごとく表象・喧伝される、「国民国家」という政治的共同体を根底から見直す契機をも与えてくれるに違いない。

☆グローバルな時代の政治のあるべき姿

↓年齢、能力、出自、性別、民族、国籍を越えて、多様な人たちをつなぐ社会をつくること。

←

家族という領域の重要性を再度問い合わせることで、従来の「国民国家」という狭い枠組みを越えて「ケアの倫理」を公的領域の中に正当に位置づけ、家族内でケア労働に携わる女性たちの「ケアする権利」も含めた、新しい倫理・社会のあり方を打ち出す必要があるだろう。

B 課題文全体の要旨

近代社会の抱える矛盾の一つは、公的な領域と対立する、家族という私的領域に、子どもを次世代の「市民」（＝責任ある公的領域の担い手）として養育する重要な役割を担わされているところにある。その矛盾を解決するのが家事労働であり、それは「自然・本性」に沿うものだからという理由で女性が果たすべきだとされてきた。家事労働とは、他者に依存して生活せざるをえない人たとの世話をする「ケア労働」である。女性はその労苦を自由意志で背負つたわけではないけれど、誰かが必ず担わなければならぬ労苦であるがゆえに、「自然・本性」に基づく役割分業として、その労働力は「囲い込」まれてきた。ここに「女性の排除」という問題が見てとれる。家族内の個別で多様なニーズに応える「ケア労働」と深く関わっているがゆえに、女性は

公的な市民の位置から排除され、また家事労働は「私的領域」に属するものとされるがゆえに、公的に議論されることもない。

これまで社会という公的な領域では、自立した個人を前提とした「正義の倫理」が疑いもなく受け入れられてきた。それは、自らの権利の主張と、競合する諸権利の調整を正義とする考え方だが、そこには人間の本性としての、他者に依存するという「弱い個人」への視点が抜け落ちている。そのため、他者への共感、自己批判、他者への責任をもつて弱い者への視線を向ける「ケアの倫理」が必要となる。家事労働を担ってきた女性の社会的立場を見直し、その「ケアする権利」を認めて、政府の支援を求める。「正義の倫理」と「ケアの倫理」とが統合された、より人間性を大切にした新しい社会規範の構築が今こそ必要なのだ。かくして多様な生の結びつきに目を向けることで、「非人間的」な性質をもつた現代の法体系や諸制度を根本から見直し、政治的「主体」のあり方、および「近代国民国家」という政治的共同体のあり方をとらえ直すことが可能となる。

C 課題文読解のポイント

(一) 近代社会における「市民」とは何か

近代社会的な「市民」とは、公的領域において自由な意思で判断し、責任をもつて行動することができる自立的存在である。公的な討議や政策決定に参加することで、個別の私的欲求を超えてよりよい社会を作るという共通善を目指す、一般的、公共的な視点をもちうる者を言う。

(二) 「公的領域」と「家族の領域」（私的領域）との関係性

市民とは、家族という人間関係、私的な場に属する個人であると同時に、一方では公共の領域、つまり社会の一員として「公的空間」にも所属する存在である。この二つの領域は、しばしば対立を生む緊張関係にある。一方、家族を支える家事労働は誰かがその労苦を負担してなされねばならず、次世代を担う良き市民の養育は実は家族に委ねられている。こうした点を見ると、この二つの領域は、いわば相互補完的に存在しているとも考えられる。

(三) ケア労働

家族内の「家事労働」は、我々が日頃当たり前のようにその恩恵に浴しているところの家事のことを指す。炊事、洗濯、掃除、買物、食事の準備、片づけ、風呂の準備、ゴミ出しなど。主に女性がこの役割を担ってきたことで、家族の構成員は健康的で安定した日常生活を送ることができる。この家族内労働は、社会に出て行う「仕事」（職業）とは異なるものであり、とくに労働の対価が支払われるものではない。しかし、アリストテレスも言うように、「生命の必然を満たすために誰かが必要なわけなければならない労苦」であり、その意味で「ケア労働」（世話・介護などを主とする労働）である。

ケア労働を担う立場に置かれてしまう女性は、家族の領域内に身体的にも精神的にも拘束され、とりわけ次世代を担う子どもたちを養育するという重い課題を任される。さらに高齢化社会においては家族内での高齢者の介護もせねばならず、自分の父母や配偶者（夫）の父母の「ケア」がのしかかることもあります。専業主婦が大半を占めたかつての時代ならまだしも、女性の社会進出も進み、外で仕事を持つことが一般的になってきた現在、果たして「ケア労働」をこれまで同様に女性の「自然」や「特性」といった面から押しつけることができるだろうか。

四 ケアする権利

女性は必ずしも自由意志でケア労働を選択するわけではない。強制とは言わぬまでも、女性が担うのが「自然」であるとする役割分担の考え方から、あるいは「誰かが担わなければ、依存する者たちの生死に関わる」という道徳的な「圧力」から、多くの女性たちはケア労働を引き受けざるを得なかつたのではないだろうか。だとすれば、「ケアする権利」として単なる選択の自由ではなく、基本的人権の一つとして保障する、という見方も出て来よう。つまり、「ケア」を人間が社会を営むにあたって必然的に避けられないものとして、行政が公的に支援できる体制を整える、という考え方である。

五 「正義の倫理」と「ケアの倫理」

社会という公的領域、国家のような権力機構において、個人が自由であるための条件が「正義の倫理」である。そこでは「自らの権利の主張」「他者の権利と自分の権利の競合」「諸権利間の順列と調整」などが尊重される。前提となるのは自分の権利を明確に主張し調整できる「自立した個人」である。

一方、「ケアの倫理」は、「ケアされる権利」だけでなく「ケアする権利」をも含む。主に自分より弱い者へ対する視線から

発せられるもので、「自己批判」「他者への共感」「他者への責任」といった形で表れる。近代国民国家の自由主義的な制度の基盤となる「正義の倫理」に対して、本質的に依存しあう人間の関係性に目を向け、異なる者同士の連帯、共生を目指す「ケアの倫理」が提唱されているのである。課題文で筆者は、グローバル化した現代社会において、近代国民国家の仕組みを根底から見直す契機として、「ケアの倫理」の重要性を指摘している。

D 課題文の問題提起の背景

○男女共同参画社会は本当に実現するのか？

これまでの日本社会においては、「ジェンダー」に基づく社会的な性差別がしばしば見られてきた。「ジェンダー」とは、〈社会的・文化的に存在する性別〉のこと。例えば性別による役割分担として、『女性は家庭にあつて出産子育てをし、家族内の家事全般を担うもの』という固定観念を根強くもつ人もいる。しかし、核家族化とともに女性の社会進出が進む現在、女性だけに子育てや家事を押しつけることはもはや不可能である。こうした意識を改革していくには女性の人权の尊重、差別の解消が不可欠である。

政策としても、一九九七年には労働基準法の改正と男女雇用機会均等法の改正が同時に行われ、一九九九年に施行された。さらに一九九九年には、男女共同参画社会基本法が制定された。これらは身近な生活レベルでの男女同権を進めるとともに、政治・行政分野への女性の進出にもつながる、重要なステップである。だが、法が整備されても、社会のシステムがスッパリ改善されるとは限らない。課題文の中では、家族内のケア労働を担わざるをえない女性が、公的な視点から見て市民として期待される能力（普遍性、一般的な視座）を持たない者と見なされ、長らく公的な討議・政策決定に携わる「市民」の地位から排除されてきたことが指摘されていた。これと同様の状況は、表向きには現れないまでも、今なお社会に残存しているのではないだろうか。

○フェミニズムの視点

「フェミニズム」とは、女性の権利拡張、女性差別からの解放を求める思想・運動を指し、多くのフェミニスト（＝フェミニ

ニズム論者）はあわせて「ジェンダー・フリー」（社会的性別にとらわれない、自由に自己決定する）な生き方を提唱している。課題文中では多くのフェミニストの主張が引用されており、筆者も基本的にこの立場に立っていることがわかる。

近代の自由主義的な権利概念とそれに基づく法体系は、我々の「幼児期」と「老齢期」に見られるような、「複数の他者」に幅広く依存している。人間の本質を考慮から排除している。そして必然的に生じる弱い立場の人たちへの「ケア」は、それが女性の「自然」や「特性」に合うものとして、女性が担わざるをえない状況が出来上がっている。それでありながら、ケア労働は公的領域に相応しくないとされ、公的領域を巡る議論からは排除されている。女性の自由な選択なのだから、という都合のよい捉え方によつて。筆者自身も含めたフェミニストたちの批判は、こうした女性軽視、女性差別を糾弾し、これまで女性が「負わされてきたもの」を問い合わせし、それらを内包した社会のあり方に対する根本的な見直しへと向かうのである。

○「公」と「私」の関係の問い合わせ

自律的な「強い個人」に依拠した自由主義の「正義の倫理」だけでは、もはや社会は健全に機能しえなくなつてている。今まで、自由主義的な権利概念においては排除されがちであった、互いに依存しあう「弱い個人」を支える相互扶助・共生の理念による「ケアの倫理」を、家族内という私的領域だけでなく社会全体に広めて、公的領域における倫理（規範）そのものを再定義しようという筆者の主張は、グローバル化や少子高齢化、女性の社会進出が急激に進む今、閉塞した状況を打破するための前向きな提言として受け止められよう。

3 答案作成へのアプローチ

「公」—「正義の倫理」、「私」—「ケアの倫理」という二つの倫理について考えるとき、我々がふつう学校教育などを通じて教えられ、現実社会での政治の基盤となつてるのは、「正義の倫理」、つまり自由主義的な権利の尊重という理念であろう。国家権力に対して個人の自由や権利は守られねばならない。だが、ここには、『守られるべき「個人』とは、自由意志で主体的に行為を選択でき、自らのニーズをつねに確信して権利を主張する、自立した個人のことである』という前提がある。そこで抜け落ちてしまいがちなのが、子どもや高齢者をはじめとする、いわゆるケアをしてもらわないと生きていけない存在、そして、そうした人たち

のケアをせざるをえない（女性をはじめとする）存在である。こうした人々は自立した個人と見なされず、「正義の倫理」を基底とする社会ではつねに弱者とされ、主体的市民の集う「公的な領域」からさまざまな形で「排除」されてきた。しかし社会というものは、こうした「ケアを必要とする人」「ケアする人」も平等にふくめて構成されるものではないのか。ここでは、「排除」の論理の不合理、危険性について、十分に理解したうえで論述してほしい。過度の合理主義や、弱肉強食の競争原理が支配する社会がどういった弊害をもたらすか、想起してみよう。

そして、家族の構成員たちの生命を長らえさせ、次世代の良き「市民」を養育する形で我々が今いる社会の成立を陰から支えているのもまた、女性の家事労働などの形でなされる「ケア労働」である。この構造は例えて言うならば、現代の資本主義市場経済が成立するためには、安定した社会基盤（インフラ）が必要不可欠であるということにも通じるのではないか。「社会的基盤」についてもイメージをふくらませながら、答案作成に臨んで欲しい。

（一）今、なぜこのテーマなのか？

なぜ、今、「ケアの倫理」と「正義の倫理」、そして「家族」について問われるのだろうか。それは、我々の生きる現代日本社会に解決困難な問題がいくつも存在しており、こうした問題が「公」（社会）と「私」（家族）の関係、家族内の（そして、社会における女性の）立場や役割、社会規範としての倫理などにおける何らかの矛盾、不適合に由来しているからではないだろうか。ここまで見てきた事例は、身の回りの社会における問題点と結びつけて考えることはできないだろうか。こうした問題意識をもって、改めて自分の周囲の社会を見直してみよう。

「ケア」とは、自由意志に基づく決定から排除された「弱い個人」、他者に依存しなければ生きていけない社会的弱者を扶助し支える概念である。現代社会において、具体的にどのような「ケア」に関連する問題があるだろうか。女性や家族が置かれている状況に目を向ければ、男女の不平等・女性差別の問題、出産子育ての場面における問題、介護にまつわる問題など、様々な問題があることは周知の通りである。こうした事例の中から、自分が論じられそうなものを選び、その事例と今回の出題の設問要求とがどのように結びつくのかを考え、きちんと整理しよう。まさに「今」を生きる若い世代の一人として、自分なりの着眼をもつことが、よい論述をするための第一歩である。

(二) 適切な事例の選択

○女性をめぐる問題の例

- ・社会進出している女性の負担（出産子育て、介護など）
- ・シングルマザーの経済的困窮
- ・非正規雇用、雇用条件での格差
- ・子どもの非行、児童虐待
- ・晩婚化、未婚化——少子化

○一般的な問題の例

- ・社会的弱者（障害者）のケア
- ・在日外国人などの社会保障
- ・大災害の被災者や、環境問題（公害など）の被害者などのケア

自由意志による決定ができない「弱い個人」を主体とする政治のあり方こそ、「ケアの倫理」に基づく政治である。その「ケアの倫理」のもとで、「弱者の切り捨て」から生じる問題を解決していく必要性を説くと、説得力が出るだろう。

(三) 筆者の主張に対するスタンスを明快に示してから論述する

○筆者の主張

「正義の倫理」だけでなく、「ケアの倫理」も社会において必要であり、二つは対立するものではなく統合されるべきだ。



こうした主張に対して、自分はどういう立場で意見論述するのかを、はじめに明らかにすること。結論として筆者に賛同するにしても、筆者の論理展開をそのままくり返すのではなく、自分なりの適切な事例をあげて賛同する根拠をしっかりと説明する必要がある。つまり、筆者の主張の妥当性を自分なりの視点、事例で「検証」することが肝要である。

(四) 論述の構成に留意する

- ① 論点に関する筆者の分析（見解）のまとめ（全体の三割～三分の一程度）
- ② 自分自身の立場（スタンス）—主張
- ③ 論証（事例をあげての理由説明）
- ④ 結論

右は一つの例。なお、前述のように「要約・筆者の分析（見解）」は、今回は必ずしも冒頭に置かなくてもよい。